

○厚木愛甲環境施設組合財政事情の作成及

び公表に関する条例

(平成16年6月28日
条例第19号)

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定による文書(以下「財政事情」という。)の作成及び公表に関しては、この条例の定めるところによる。

(公表の期日)

第2条 財政事情の公表は、毎年6月1日及び12月1日に行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により、前項の期日に財政事情を公表することができないときは、管理者は、事故の止んだときから1箇月以内において、その期日を定めて公表しなければならない。

(公表の要領)

第3条 前条第1項の規定により、6月1日に公表する財政事情においては、新年度予算の編成状況及び前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び管理者の財政方針を明らかにするものとする。

- (1) 収入及び支出の概況
- (2) 住民の負担の概況
- (3) 財産、公債及び一時借入金の現在高
- (4) その他管理者において必要と認める事項

2 前条第1項の規定により、12月1日に公表する財政事情においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算の概況を明らかにするものとする。

3 管理者は、財政事情の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその附表として、添付しなければならない。

(公表の方法)

第4条 財政事情の公表は、厚木愛甲環境施設組合条例等の公布に関する条例(平成16年厚木愛甲環境施設組合条例第1号)の定めるところにより行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。